

令和5年1月2日以降に本市に転入された世帯について

令和5年度富田林市非課税世帯緊急支援給付金（追加分）（7万円／1世帯）については、令和5年度住民税均等割非課税世帯が支給の対象となります。

令和5年1月2日以降に本市に転入された世帯については、本市に課税情報がないため、支給申請書（請求書）が届いている場合があります。

支給申請書（請求書）が届いた場合は、「■支給の対象となる世帯」をご確認していただき、すべてにあてはまる場合のみ申請手続きを行ってください。